

B-5生産者の動向

1. B-5について

平成19年度から平成21年度までの3年間に限り、受託組織等が存在しない地域において、地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を交付金の交付対象者とする特例措置が平成21年度に終了した。一方、平成22年度には、一定の面積要件を充たすことができない生産者が、将来にわたって安定的に生産ができるよう、作業受委託や共同利用組織の活用を推進していくために、受託組織の作業要件の緩和や、防除を基幹作業に追加するなどの要件の見直しを行い、特例措置終了後においても生産活動の低下が生じないように措置されたところである。

ここでは、平成22年度の要件審査申請を分析し、特例措置終了後のB-5生産者の本則要件への移行状況を地域別や年齢構成等により整理し、これらの本則要件移行の要因について考察した。また、本制度開始の平成19年度以降のB-5生産者の本則要件への移行状況等について、その動向を整理した。

2. 平成21年度との比較

平成21年度にB-5であった生産者2,058人のうち、1,295人が本則要件に移行した。その内訳はB-1が12人、B-2が361人、B-3が254人、B-4が668人、B-3の特例が5人であり、758人については申請がなかった(表1)。

その内訳を地域別(表2)に見ていくと、いくつかの特徴が見えてくる。大隅半島ではB-2に移行した生産者の割合が高い。また、薩摩半島においてはB-3に移行した生産者の割合が高く、これは、H22年度から同地域において新たに5つの共同利用組織を立ち上げ、これらの組織が小規模生産者の生産活動の受け皿となっていることがあげられる。また、熊毛地域においてはB-4に移行した生産者の割合が高く、これは、同地域においては小規模生産者の生産活動の受け皿として基幹作業の受委託を推進していることがあげられる。

また、H21にB-5であった生産者の動向を年齢別(表3)に見ていくと、比較的若い生産者がB-1又はB-2に移行している一方、比較的高齢の生産者はB-3若しくはB-4に移行し、又は生産活動を休止している。

さらに、要件移行後の生産者の作付面積(表4)を見ていくと、B-1又はB-2に移行した生産者は、これまで休耕していた農地において作付を再開し、又は借地若しくは取得等により生産規模を拡大している。これに対してB-3又はB-4に移行した生産者については作付面積に殆ど変化がなく、共同利用又は基幹作業の受委託が小規模生産者の生産活動継続に貴重な役割を担っていることが分かる。

(表1) H21B-5生産者のH22における申請状況

本則要件へ移行した人	B-5→B-1	12人
	B-5→B-2	361人
	B-5→B-3	259人
	B-5→B-4	668人
小計		1,300人
申請なし		758人
合計		2,058人

(表2) H21B-5生産者の地域別割合

(単位:人)

地域	H21	H22									
	B-5	B-1		B-2		B-3		B-4		申請なし	
	生産者数	生産者数	割合	生産者数	割合	生産者数	割合	生産者数	割合	生産者数	割合
薩摩半島	978	1	0.1%	124	12.7%	259	26.5%	215	22.0%	379	38.8%
出水薩摩	454	4	0.9%	90	19.8%	-	-	167	36.8%	193	42.5%
伊佐始良	10	-	-	1	10.0%	-	-	-	-	9	90.0%
大隅半島	196	4	2.0%	73	37.2%	-	-	78	39.8%	41	20.9%
熊毛	420	3	0.7%	73	17.4%	-	-	208	49.5%	136	32.4%
計	2,058	12	0.6%	361	17.5%	259	12.6%	668	32.5%	758	36.8%

(表3) H21B-5生産者の地域別平均年齢

(単位:才)

地域	H21	H22				
	B-5	B-1	B-2	B-3	B-4	申請なし
薩摩半島	70.7	60.0	62.7	71.4	70.3	73.2
出水薩摩	66.7	59.3	64.1	-	66.6	68.2
伊佐始良	75.6	-	71.0	-	-	76.1
大隅半島	66.3	54.8	65.5	-	67.7	66.3
熊毛	66.0	59.7	62.4	-	65.8	68.4
計	68.5	57.9	63.6	71.4	67.6	70.7

(表4) H21B-5生産者の地域別平均作付面積及び平均作付面積増減

(単位:a)

地域	H21	H22							
	B-5	B-1		B-2		B-3		B-4	
	作付面積	作付面積	作付面積増減	作付面積	作付面積増減	作付面積	作付面積増減	作付面積	作付面積増減
薩摩半島	19.9	32.0	22.0	62.5	30.3	20.3	1.0	18.5	△ 0.8
出水薩摩	22.4	32.0	7.8	57.0	25.1	-	-	19.0	△ 2.2
伊佐始良	16.6	-	-	55.0	15.0	-	-	-	-
大隅半島	27.4	172.0	164.0	63.3	31.8	-	-	25.4	△ 0.6
熊毛	25.8	35.0	6.0	67.1	31.9	-	-	24.8	0.4
計	22.4	79.4	60.6	62.2	29.6	20.3	1.0	21.4	△ 0.7

2. 平成19年度からの推移

新たな制度が始まった H19 に特例の生産者であった者 4,116 人のうち、その後本則要件を満たした生産者(表 5 の 2,5,6 番)は 1,482 人おり、35.9%の生産者は特例要件から本則要件への移行が着実に行われたことが伺える。また、そうした生産者の平均年齢は 67.2 才であり、比較的若い年齢層においてそうした傾向が見られる。

一方、H19 に特例の生産者であった者のうち、その後交付申請を行わないこととした生産者(表 5 の 1,3,4 番)も 2,294 人(55.7%)おり、そうした生産者の平均年齢は 71.7 才であることから、比較的高齢層の生産者については共同利用組織への加入や基幹作業委託の取組が進展しなかったことが伺える。

(表5) H19B-5生産者の要件の推移

番号	H19	H20	H21	H22	人数	構成比	平均年齢
1	B-5	交付申請なし	交付申請なし	交付申請なし	1,046人	25.4%	71.8才
2	B-5	B-5	B-5	本則	924人	22.4%	68.0才
3	B-5	B-5	交付申請なし	交付申請なし	679人	16.5%	71.7才
4	B-5	B-5	B-5	交付申請なし	569人	13.8%	71.5才
5	B-5	B-5	本則	本則	326人	7.9%	65.7才
6	B-5	本則	本則	本則	232人	5.6%	65.8才
その他					340人	8.3%	67.6才
B-5の生産者数	4,116人	2,587人	1,587人	-	4,116人	100.0%	69.7才